

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	人事課
委託業務名	端末管理システム保守業務委託
委託業務場所	大津市御陵町
概要	端末管理システムの保守業務 ① 問い合わせ対応 ② 緊急時現地対応 ③ 大規模人事異動時の作業（4月・10月） ④ 運用変更に伴う軽微なカスタマイズ
契約期間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで
契約年月日	令和3年4月1日
契約金額	1,056,000円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市中央2-2-6 〔名称〕 富士通株式会社 滋賀支店
契約相手方の選定理由	端末管理システムは、開発業者である富士通株式会社がソフトウェアの知的財産権を有しており、ソースコードを公開していないため、当該業者以外が修正や障害対応を行うことができないことから、当該業者と随意契約を行うもの。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。